

令和6年12月14日（土）に開催しました「看護職研修会in伊万里」において、参加の皆さまから書面でいただきました質問について、次のとおり講師からの回答を得ましたので、ホームページで公開いたします。

なお、いただいた質問への回答すべてを掲載しているわけではありません。

別途、個別回答としていただいたものがありますので、看護協会ナースセンターまでご連絡ください。

(TEL：0952-51-3511)

演題3「就業継続を目指した柔軟で多様な勤務形態への取り組み」

- ・仕事の成果、目標達成の評価の視点（基準）は決まっていますでしょうか？

ご提示いただくと参考にしやすいです。

→看護部 BSC を各部署 BSC に反映させています。法人・病院・看護部の中期計画（3 か年毎に見直しで現在第Ⅷ期）はほぼ診療報酬改定に伴う分の変更以外は修正しません。収益に伴う施設基準や加算に関する目標は情報を早く得て準備から実施、評価及び継続を各年で計画し、看護部で何ができるかを目標とし計画を立て成果を考えます。

ここ7年間の看護部での取り組み成果では（時間外研修の在り方の見直しで）時間外研修・会議回数、超過勤務時間、有給取得率、患者満足度、救急症例検討会数、身体拘束数、看護補助者の直接ケア数（看護師が指導）、業務改善数、退院後訪問数、他施設交流数などです。

成果の基準は、全国のベンチマークや、当院の前年度の実績から目標を決めることが多いです。

このように、法人から病院、看護部、各部署 BSC が個人の目標にリンクして、個人の成果へつながります。

- ・パート看護師（勤務時間の希望あり）採用の時に部署の希望は聞かれていますか？

→必ず確認しています。面接前にも病院見学の希望があれば事前に希望部署を確認し、採用を検討している部署を数か所挙げていてその部署も見学してもらいます。面接当日に本人の希望とこちらの希望で合致するところを話し合います。

- ・残業時間は、平均どれくらいでしょうか？

→常勤看護師の申請超過勤務時間の2024年月平均は3.9時間でした(待機による検査や手術は省いています)

- ・夜勤専従はパートがいいのでしょうか

→常勤でしている施設もあるようですが

常勤で夜勤専従を行うと、夜勤手当が9回分でかなり高額になり、かつ常勤としての人材育成および委員会活動や看護研究などができないことも常勤として認めていないところです

家庭の状況で日勤ができないとの申し出や、部署の都合で夜勤専従が必要などの場合は常勤のまま最大2か月限定で夜勤専従をしてもらいます

その場合、常勤で夜勤専従だと夜勤明け休みのパターンも公休が足りなくなりますので有給を使います

パートの夜勤専従のメリットは、最大9回までの夜勤を家庭優先で4回にしたり8回にしたりできることです。契約が9回だと、7回しかできなかった月は4日間の有給を使ったりします

(夜勤手当は出ませんが、時給×16時間×4日の給与が確保できます)

以下の質問をされた方への回答は、個別でお答えしますのでナースセンターまで連絡をお願いします。

(TEL：0952-51-3511)

- ・多様な勤務形態導入にあたり、職員への周知方法を教えてください。
- ・夜勤従事者手当はいくらでしょうか？夜勤手当の36,000円は夜勤1回につきの手当てでしょうか？
- ・看護補助者の外国人労働者の導入は検討されていますか？
- ・看護補助者の確保方法（求人をしてもあり手が少ない現状です）を教えてください。
- ・当院でのスタッフ配置における考え方やアドバイスを頂きたいと思いました。先生に相談を行う方法がありますか？